

第4章 自然環境と生物多様性¹の保全

第1節 自然資源の持続可能な利用

【現状と課題】

(1) 自然公園²等の指定

我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園やそれに準ずる地域である国定公園は「自然公園法」に基づき国が指定しています。また、都道府県を代表する優れた自然の風景地である県立自然公園は条例に基づき県知事が指定しています。これらの自然公園においては、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。

また、このほかに、県内の優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域」等の指定を行っています。《自然公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-1-1 自然公園の面積（令和8年4月1日現在）

区 分	箇所数	総面積 (ha)	特別地域		普通地域
				うち特別保護地区	
国 立 公 園	1	10,685	7,569	203	3,116
国 定 公 園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,857	34,741	895	3,116

資料：県自然環境課

図表 4-1-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（令和8年4月1日現在）

区 分	地域（区）数	総面積 (ha)
県自然環境保全地域	27	2,054 （特別地区 1,248、普通地区 806）
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17 （陸域面積）
計	68	2,889

資料：県自然環境課

(2) 自然とのふれあいの増進

自然公園等の利用者は、世界遺産に登録されている宮島などの好影響を受け国立公園では増加していますが、施設の老朽化や利用者ニーズの多様化などにより、その他の地域はおおむね横ばい、又は減少傾向にあります。《自然公園等位置図は、「広島県環境データ集」参照》

¹ 生物多様性：自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

² 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

図表 4-1-3 自然公園等の利用者数

(単位：千人)

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国 立 公 園	7,367	3,524	3,062	4,286	6,324	6,448	6,558
国 定 公 園	870	595	619	649	694	690	685
県 立 自 然 公 園	423	426	408	417	406	290	285
県 民 の 森	112	14 ^{※2}	115	122	78	94	85
もみのき森林公園	167	127	114	130	102	114	116
県 民 の 浜	51	29	32	44	55	45	48
中 央 森 林 公 園	288	246	232	267	248	237	231
中 国 自 然 歩 道	328	228	323	406	352	322	331
県 自 然 歩 道	34	33	31	34	31	31	31
合 計	9,642	5,222	4,936	6,353	8,289	8,271	8,370

※1 端数処理の関係で、合計は一致しないことがある。

資料：県自然環境課

※2 県民の森の R2 利用者数については、R2.7 月末までの数値

図表 4-1-4 野外レクリエーション施設等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	規 模
県 民 の 森	1,164 ha
もみのき森林公園	400 ha
県 民 の 浜	23 ha
中 央 森 林 公 園	267 ha
中 国 自 然 歩 道	455 km
県 自 然 歩 道	125 km

資料：県自然環境課

（3）水辺の保全・再生

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性を認識し、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や、親水性や景観に配慮した護岸整備を進めています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により減少していることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・育成等の場として重要である藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。《自然海浜保全地区指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-1-5 自然海浜保全地区数及び面積（令和8年4月1日現在）

区 分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料：県自然環境課

(4) 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

高度経済成長期に、工場排水や生活排水などにより悪化した瀬戸内海の水質環境は、これまでの規制的措施により危機的な状況は脱したものの、近年は横ばいの状況にあります。

本県の藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少傾向でしたが、藻場等の造成や海底の堆積物除去などにより、近年は横ばいの状況にあります。

今後の瀬戸内海の環境施策においては、従来の規制を中心とした保全型施策の充実に加え、失われた自然や自然のもつ機能をどのように回復していくかという視点で、地域の特性に応じた新たな環境修復・創造施策を展開していくことが求められています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗状況
自然環境課	自然公園利用者数	千人	9,642	8,370	基準年度値 より増加 (R7)	—	86.8%	未達成
自然環境課	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	2,054 (R7)	—	100.0%	目標どおり達成
自然環境課	自然公園面積		37,857	37,857	37,857 (R7)	—	100.0%	目標どおり達成
自然環境課	自然海浜保全地区面積（陸域）	ha	17	17	17 (R7)	—	100.0%	目標どおり達成
森林保全課	森林ボランティア参加数	人	78,108	55,207	78,108 (R7)	—	70.7%	未達成
水産課	アマモ場、ガラモ場等の造成面積※1	ha	26.2※2	48.6	46.2※3 (R7)	—	105.2%	目標どおり達成

※1 この造成面積は、県が造成した面積（市町が造成した面積は含んでいない。）

※2 平成23年度～令和元年度の累計

※3 平成23年度～令和7年度の累計

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
自然公園利用者数	令和7年の自然公園利用者数は、8,370千人で、目標値の86.8%にとどまっている。背景として、日本の人口減少・少子高齢化の進行により、日本人観光客数が長期的に横ばい傾向にあることに加え、酷暑が長期化したことにより外出を控える動きが広がったこと、また屋内施設への外出が増加したこと等が要因として考えられる。	自然公園等施設について、安全で快適な施設利用ができるよう計画的な整備、更新、改修を行う。 また、関係機関と連携の上、既存コンテンツの磨き上げや周辺施設と組み合わせた効果的な情報発信を行うなどの利用促進に向けた取組を検討する。
森林ボランティア参加数	令和7年度の森林ボランティア参加数については、55,207人と、R1年度実績の71%にとどまっている。これは、特に中山間地域において人口減少や少子高齢化が進む中、森林ボランティア活動の担い手の減によるものや、猛暑日の増加により、活動日数を抑えたことなどが影響していると考えられる。	ホームページ等を活用し、既存団体の活動を紹介するPR活動や、安全技術研修の受講支援、ボランティア間の情報交換等の推進、資機材等への経費支援により、森林ボランティア活動の活発化に取り組む。

【取組状況】

(1) 自然公園等の保全対策の推進

ア 自然公園等の保全と管理 [自然環境課]

自然的・社会的条件の変化に対し、保護と利用の調和を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】令和7年度は自然災害による自然公園内の早期復旧や、公園利用者の安全を確保するため危険木の伐採等を実施。令和8年度は計画的な更新・機能強化を図り、更なる利用促進に向けた取組を推進。

イ 自然公園等施設整備事業 [自然環境課]

自然公園等（国立公園、国定公園、県立自然公園、野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道（中国自然歩道、県自然歩道））においては、多様化する利用者ニーズ、施設の老朽化を踏まえた自然公園等施設の魅力向上や民間活力の導入の検討など、施設の活性化に取り組みます。

【令和7年度実績】

公園名	事業箇所	内容
西中国山地国定公園	三段峡	歩道法面等安全対策工事
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	橋梁塗装
野外レクリエーション施設	県民の浜	空調設備工事

【令和8年度内容】

公園名	事業箇所	内容
西中国山地国定公園	三段峡	歩道法面等安全対策工事
西中国山地国定公園	牛小屋公園施設	トイレ改修工事
比婆道後帝釈国定公園	帝釈公園	LED化改修工事
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	落石対策
野外レクリエーション施設	中央森林公園	外壁補修（公園センター・サイクルセンター）
野外レクリエーション施設	もみのき森林公園	電気設備改修

※1箇所当たりの事業費が1,000万円以上のものを掲載

(2) 水辺の保全・再生

ア 自然海浜保全地区の指定等 [自然環境課]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全及び適正な利用を図っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】自然海浜保全地区（19か所）の保全と適正な利用を推進。

イ 水産基盤整備事業 [水産課]

藻場や干潟などの魚介類の産卵、幼稚魚の育成のための場づくりや、優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより、漁場生産力の向上を図っています。

【令和7年度実績】藻場の造成（広島県2.8ha）、海底の清掃（呉市4.20km²）を実施。

【令和8年度内容】藻場の造成（広島県2.8ha）、海底の清掃（呉市5.35km²）を実施。

ウ 多自然川づくり [河川課]

水生生物・水生植物の維持・回復に配慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】玖島川（廿日市市）において、自然環境に配慮した河川改修事業に伴う護岸等設計及び工事を実施中。引き続き、生物環境調査結果を踏まえ、地域の状況を考慮した工法により整備を促進。

エ 美しい川づくり [河川課]

猿猴川は、広島駅を利用して広島を訪れた方が最初に目に触れる河川であり、この周辺は「広島らしさ」を発信する絶好のエリアです。そこで、広島駅周辺地区の水辺を、水の都の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間とするため、県と広島市が連携して「美しい川づくり」に取り組んでいます。

【令和7年度実績・令和8年度内容】民間主体の恒常的かつ自立的な賑わい創出に向けた検討。

オ 放置艇の解消 [港湾振興課]

県内の放置艇を解消し、秩序ある公有水面の利用を図っていくため、プレジャーボート等の係留保管の適正化に取り組んでいます。

【令和7年度実績】地区別実施計画に基づき、現場における新たな小型船舶用泊地を指定。施設の適正な維持管理費等に充当するため、小型船舶用泊地等使用料の徴収を開始。係留許可等の事務を実施。

【令和8年度内容】所有者不明船舶については、県による簡易代執行・廃棄物としての処理を促進。引き続き、係留許可等の事務を実施。

カ 港湾環境整備事業 [港湾漁港整備課]

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、緑地などの環境整備を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】港湾緑地の整備を推進。

(3) 瀬戸内海の環境保全の推進

ア 環境保全・創造施策の推進 [環境保全課]

「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」に掲げる各種施策を総合的に推進しています。

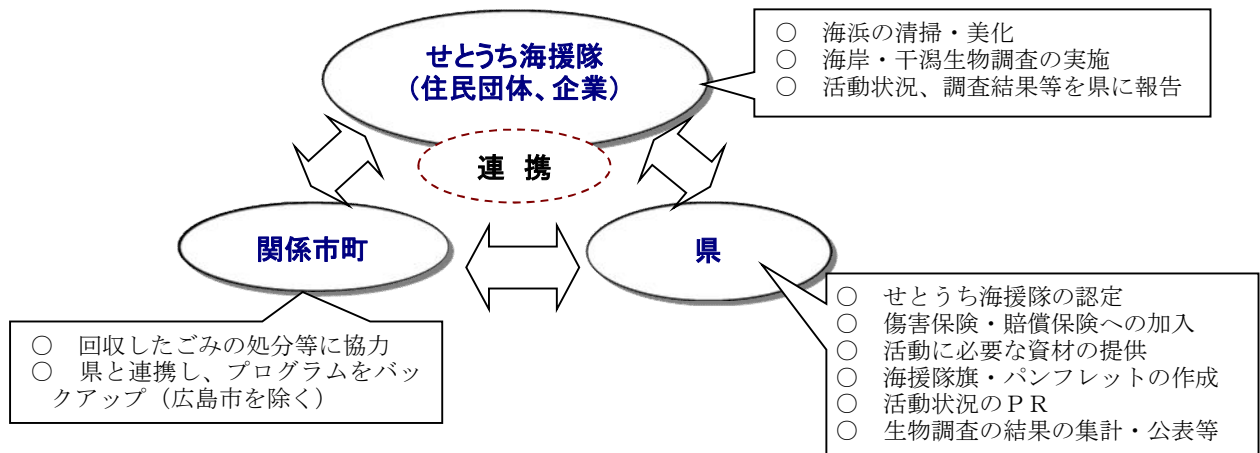
【令和7年度実績・令和8年度内容】瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画を推進するため、引き続き施策の進行状況の把握及び取りまとめを実施。

イ セとうち海援隊支援事業 [環境保全課]

海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対し、①傷害保険、賠償保険への加入、②活動に必要な資材の提供、③活動状況のPR等により支援しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】市町と連携しながら、傷害保険への加入、活動状況のPR等によりせとうち海援隊の活動を支援。（令和7年度末の認定団体：38団体）

図表 4-1-6 セとうち海援隊制度における各団体の役割



ウ 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」、「(公社)瀬戸内海環境保全協会」への参画 [環境保全課]

関係府県・市・漁協・環境保全団体と連携して瀬戸内海の総合的な環境保全対策、瀬戸内海再生のための取組等を行っています。

【令和7年度実績】瀬戸内海の共通課題等に係る協議検討、瀬戸内海の環境保全・再生に関する国への要望や、「里海づくり」支援事業・調査研究などを実施。

【令和8年度内容】引き続き、関係府県等と連携して広域的な取組を推進。

※ 関連事業：下水道の整備促進（P64）、農業・漁業集落排水処理施設の整備促進（P64）、浄化槽の整備促進等（P64）、排水規制等の実施（P66）、水産基盤整備事業（P93）、放置艇の解消（P94）、港湾環境整備事業（P94）

（4）プラスチックごみの海洋流出防止対策：再掲（P76）

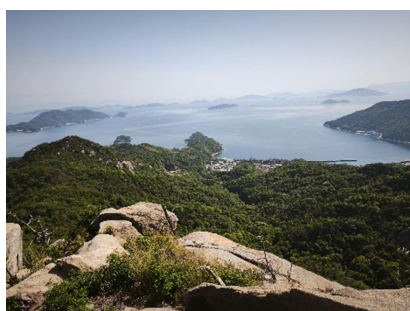
～ひろしまの自然公園～

□広島県の自然公園

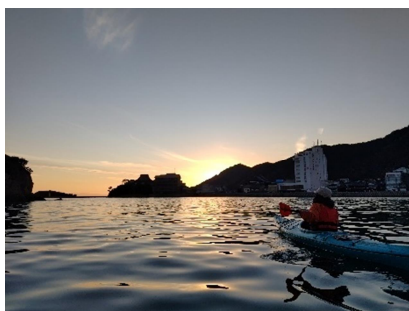
広島県は、瀬戸内海が多島美と中国山地の山々、渓谷が近接し、県内で多様な自然景観に触れられることが特徴です。このような優れた自然景観を保護するとともに、適正な利用を図るために、瀬戸内海国立公園、西中国山地国定公園、比婆道後帝釈国定公園と6つの県立自然公園を指定しています。

□多様な自然環境を生かした自然体験の充実

南部には宮島や鞆の浦に代表される多島美の景観が広がり、北部には恐羅漢山、比婆山連峰などの豊かな森林が見られます。これらの自然資源を活かし、自然環境に配慮した自然体験機会の充実を進めています。



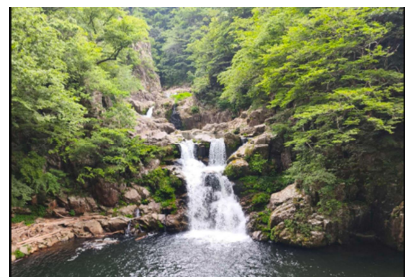
瀬戸内海国立公園
(呉市倉橋町)
火山展望岩からの展望



瀬戸内海国立公園
(福山市鞆の浦)
鞆の浦の夕焼けカヤック
(民間事業者のツアー参加)



西中国山地国定公園
(安芸太田町横川)
恐羅漢でのキャンプ



西中国山地国定公園
(安芸太田町横川)
三段峡の三段滝



比婆道後帝釈国定公園
(庄原市西城町)
道後山登山



比婆道後帝釈国定公園
(庄原市東城町、神石高原町)
帝釈峡の神龍橋

□自然公園の利用促進に向けた取組

自然公園には、老朽化により修繕が必要な施設が多くあります。また、社会情勢が大きく変化したことで利用が低迷している施設や利用者のニーズに合っていない施設もあり、これらが課題となっています。

今後も多くの利用が見込まれる施設については、民間ノウハウの活用や県民のニーズ等を踏まえた改修を行うとともに、四季を通じた自然の魅力を感じられるようにアクティビティの磨き上げを行っていきます。加えて、自然公園で休日を楽しむイメージが湧く動画などにより、楽しみ方の提案を行うことで、行動変容につながる効果的な情報発信を行っていきます。

第2節 生態系の健全な維持管理

【現状と課題】

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する1万6千種を超える野生生物のうち、絶滅のおそれのある野生生物として1,161種（うち41種は既に絶滅）が選定され、「レッドデータブック」（令和4年3月改定）に取りまとめており、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、ヤチシャジンなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

一方、ニホンジカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、ツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

また、海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、本県においてもアライグマやアルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物の生息が確認されており、生息域の拡大を防止する必要があります。さらに、平成29年6月に国内で初めてヒアリが確認されており、ヒアリの侵入初期段階での徹底的な防除及び拡散を防止する必要があります。

これらの課題について、総合的かつ計画的に対策を実施するため、平成25年3月に策定した「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」に基づき、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図ることとしています。

図表 4-2-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（令和3年度）

分類群	県内 種数	カテゴリー別種数					選定 種数
		絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足等	
種子植物・シダ植物	2,928	4	111	153	151	38	457
コケ植物	719	0	37	9	5	3	54
藻類	1,258	0	1	2	13	16	32
地衣植物	382	1	3	5	7	0	16
菌類	700	0	7	9	26	0	42
海藻類	約200	0	3	1	1	5	10
哺乳類	43	2	7	5	8	1	23
鳥類	302	1	6	9	17	14	47
爬虫類	16	0	0	1	4	0	5
両生類	19	0	1	8	4	1	14
魚類	548	2	9	9	21	16	57
昆虫類	8,318	15	43	48	89	36	231
貝類	708	16	40	25	22	27	130
その他無脊椎動物	412	0	4	4	21	14	43
合計	16,553	41	272	288	389	171	1,161

資料：県自然環境課

図表 4-2-2 指定野生生物種等の指定状況

種 名	分 類	種 名	分 類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム、オオハム、アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計 11 種類 (※は特定野生生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 4-2-3 野生鳥獣による農作物被害額

(単位：百万円)

区 分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
イノシシ	286	354	358	305	255	202	186	166
シカ	42	44	53	48	52	54	74	82
サル	7	5	10	10	5	4	5	4
その他獣類	9	12	16	14	15	12	14	14
鳥類	45	61	76	83	75	67	78	37
計	389	476	513	461	402	339	358	303

*端数処理により合計が一致しない場合がある

資料：県農業生産課

【成果指標】

担当課	指標項目(内容)	単位	基準年度 (R1)	現状値 (R7)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
自然環境課	レッドデータブックひろしま掲載数	種	1,161 (R3)	1,161	—	—	—	—
自然環境課	自然観察会等への参加者数	人/年	6,296	4,183	6,000 (R7)	—	69.7%	未達成
自然環境課	イノシシ年間捕獲頭数	頭/年	29,531	19,345※1	35,000以上 (R4)	—	55.3%	未達成
自然環境課	ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	189	134※2	135以内※2 (R4)	—	100.7%	目標どおり達成

※1 速報値

※2 広島県、島根県、山口県の合計

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目(内容)	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
自然観察会等への参加者数	天候等の影響や周知不足などが推測される。	公的施設でのパネル展示実施など、天候等に左右されない形での取組も並行して実施する。
イノシシ年間捕獲頭数	豚熱感染症の拡大で個体数が減少していると推測され、捕獲頭数は未達成であるものの、農作物被害額は高止まりである。	更に農業等の被害を軽減するため、引き続き捕獲に取り組む。

【取組状況】

(1) 生物多様性の保全活動の推進

ア 広島県生物多様性保全推進事業 [自然環境課]

生物多様性の保全を図るためには様々な主体が連携した継続的な取組が求められます。このため、県内の野生生物の現況調査や希少種保護団体への活動支援を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】県内の野生生物の現況を把握するため、県野生生物保護推進員による調査を支援。ヒョウモンモドキ保全地域協議会及び芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会への参画。

イ 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】八幡湿原自然再生協議会等との連携により、再生整備後の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。ニュースレターの発行。年間を通じて自然再生地での地下水位を観測しデータを分析。

ウ 愛鳥週間ポスター募集 [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスターの原画を募集し表彰しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】ポスターの原画を募集し、鳥獣保護の意識啓発を実施。

令和8年度愛鳥週間ポスター特選（令和7年度募集分）



呉市立吉浦小学校
1年 濱本 心温



三次市立布野中学校
2年 大坪 結愛



福山市立福山高等学校
1年 松岡 芹香

エ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課、道路整備課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

(2) 野生生物の現状の把握及び対策の推進

ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境課]

緊急に保護を要する種として「野生生物の種の保護に関する条例」において唯一「特定野生生物種」に指定されているミヤジマトンボの絶滅を回避するため、生息環境を整備するとともに、幼虫の人工孵化・飼育を行っています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、生息地の環境整備等について検討し、生息環境の整備（獣害防止柵の設置、潮汐湿地への水路確保等）及び絶滅リスク分散のための生息域外保全（人工孵化・幼虫飼育）を実施。また、新生息地創出に取り組む。

イ 外来生物の生息域の拡大防止 [自然環境課]

外来生物による生態系のかく乱及び農業被害・生活被害の防止に努めています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】情報交換を行うことにより市町の自主的な防除の取組を促進。また、セアカゴケグモ及びヒアリの防除等に係る指導を実施。

ウ 道路事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課、道路整備課]

【令和7年度実績・令和8年度内容】規模の大きな道路事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

(3) 人と野生鳥獣の調和的共存の推進

ア 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、農林作物の被害が依然として高い水準にあるなど、人の生活や経済活動と野生動物との軋轢の解消を図るため、適切な管理（個体数調整を含む。）が求められています。

ツキノワグマについては、人身被害の防止を図りつつ、西中国山地に生息する地域個体群の保護管理を山口県・島根県と共に3県共同で実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】ニホンジカの生息状況調査（糞塊密度調査）、3県協議会によるツキノワグマの生息状況調査、出没の予測や住民等への注意喚起を行うためのツキノワグマの餌食物である堅果類の豊凶調査、ツキノワグマの生態等に関する正しい知識と人身被害を回避するための知識の習得に係る学習会を実施するほか、緊急銃猟の実施に必要な知識・技術を習得する研修を実施。人と野生動物の調和的共存を図るため、科学的なデータに基づいた総合的な野生動物の保護管理を推進。

イ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【令和7年度実績・令和8年度内容】クマ出没地域周辺のパトロール等を実施。

ウ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討・実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度を実施しています。

【令和7年度実績・令和8年度内容】構成14市町と共に、保護管理対策について検討・実施。

エ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

狩猟による鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定しています。

【令和7年度実績】鳥獣保護区（91か所 53,237ha）。

【令和8年度内容】鳥獣保護区（91か所 51,728ha）。